

厚生省の優良多子家庭表彰並附帶調査

児童愛護精神の昂揚を圖り以て家族制度の確保と國運の隆昌に資せんが爲、厚生省社會局に於ては優良多子家庭の表彰を決定し、昭和十五年五月其の全國的調査を開始した。其の要項を掲ぐれば次の如くである。

優良多子家庭表彰要項

一、趣旨

堅實なる家庭を營み子女を健全に育成するは國民生活の根幹たる家の基礎を鞏固ならしめ國本の培養に寄與する所以なり。殊に多數の子女を擁し之が養育を全ふするは一般の龜鑑となすに足るものとす。

仍て是等の家庭を表彰し以て児童愛護精神の昂揚を圖り家族制度の確保と國運の隆昌に資せんとする。

二、被表彰者

被表彰者は左の各號に該當し他の模範とするに足る家庭の父母とす。但し父又は母なきときは其の現にある一方とす。

1 父母を同じうする滿六歳以上の嫡出の子女十人以上を自ら育成したこと。

2 子女(六歳未満の子女をも含む以下之に同じ)中死亡したる者無きこと。但し戦役事變に因り又は天災地變等避くべからざる事由に因り死亡したる者は之を生存者と看做すこと。

3 子女は何れも心身共に健全なること。
但し戦役事變に因り又は天災地變等避くべから

ざる事由に因り健全ならざるに至りたる者は之を健全なるものと看做すこと。

4 父母及子女は何れも性行善良にして其の家庭堅實なること。

5 児童愛護精神の昂揚を圖り以て家族制度の確保と國運の隆昌に資せんが爲、厚生省社會局に於ては優良多子家庭の表彰を決定し、昭和十五年五月其の全國的調査を開始した。其の要項を掲ぐれば次の如くである。

三、表彰期日 昭和十五年十一月三日
四、表彰方法 厚生大臣名の表彰狀並に記念品を地方長官より傳達するものとす。

5 健全なるものと看做すこと。
6 家庭數及其の割合を市町村別に集計する。
7 第三、子女數別該當家庭數調査
8 前號集計を六歳未満の者をも含めたる子女數別に行ふ。
9 第二、滿六歲以上子女數別該當家庭數調査
10 一〇人、一一人、一二二人等以下各子女數別の該當家庭數及其の割合を市町村別に集計する。

此の調査に於ける調査事項は、父母に對しては各、其の氏名、同胞數、年齢、婚姻年齢及年月日(再婚者に在りては再婚時のものを採り且つ其旨附記)教育程度、健否生死、住所の各項に亘り、外に家庭の主なる職業、經濟狀態(上、中、下)、母の第一子分娩時年齢及末子分娩時年齡(及同上の年齡差)、並に家庭の状況等、また子女の状況に就いては各、其の出生順位、氏名、男女の別、生年月日、年齢、教育程度、職業、現住所、乳兒期の栄養(母乳、人工栄養、混合栄養等)等に及んでゐる。特に前掲表彰要項「二」の2・3但書該當者に在りては其の詳細なる記述(戦役事變名、戰死、戰傷死・戰病死・戰傷・戰病の別、又は天災地變の種類名稱、及これに因る死亡・病氣・不具等の別)をも附記す。

11 第六、父母の年齢差に依る該當家庭數調査
12 父母の年齢差別の該當家庭數及其の割合を夫々市町村別に集計する。この場合父より母の年齢多き者の數を特に傍記す。

第七、職業別該當家庭數調査

農業、水産業、礦業、工業、商業、交通業、公務自由業、其の他の有業者、家事使用人並に無職の各職業別該當家庭數及其の割合を市町村別に集計す。

第八、父母の結婚時年齢別に依る該當家庭數調査

父及母の結婚時年齢(一五歳未満、一五歳以上二〇歳未満は各歲每、二〇歳以上三五歳未満は五歲每、三五歳以上)の組合せによる該當家庭數を集計す。

第九、第一子及末子分娩時年齢別母の數調査

第一子及末子分娩時年齢別母の數調査
別(一五歳未満、一五歳以上五〇歳未満は五歲每、五

〇歳以上の集計をなす。若し再婚の場合は、現在の婚姻に於ける第一子分娩をとる。

第十、第一子分娩時より末子分娩時に至る年數別該當家庭數調。

所要年數一五年以上二五年未滿は毎年數別、二五年以上三五年未滿は五ヶ年別、三五年以上は各年數別に集計す。

第十一、教育程度別父の數調

小學校（尋常及高等科）、中等學校、専門學校、大學（以上各通卒業若は中途退學）、又は不就學の各程度別に集計す。

第十二、教育程度別母の數調

前號に同じ。

第十三、經濟狀態別該當家庭數調

經濟狀態を、上、中、下に分ちて集計す。

尙、此の調査の結果に據つて人口問題研究所に於て詳細に之を調査研究することとなつてゐる。

厚生省體力局の千葉縣に於ける國民體

力管理制度準備調査の施行

厚生省體力局は昭和十四年五、六月に亘り國民體力

管理制度準備調査として千葉縣管内全市町村（四市、八十二町、二百三十七村）の幼兒、學童及び青年凡そ四十三万人に於ける體力検査を施行したが、同縣下官

民主脳者を總動員して行はれた此の體力調査は被檢者名簿に記載せられたる學童を除く該當者二十五万四百二十六人中の二十二万一千五百九名、即ち八八・四五%に及ぶ受檢者を得たもので、今般厚生省體力局

によつて完成された検査成績の集計は單に千葉縣の保健衛生狀態に關し有益なる鳥瞰圖となるばかりでなく、近く行はる可き國民體力管理制度の準備調査資料の一として興味深いものである。

國民體力管理制度とは國防上また産業上國力の根基をなす國民の體力を各自の自由に放任することなく或程度まで國家自ら之に關與し善導せんとするもので、其の準備調査たる體力検査も亦此の主旨に従ひ、是に所謂「體力」なる言葉も形態的方面、精神的方面及び機能的方面を包括する極めて綜合的な観念である。其の各般に亘る検査要目を掲ぐれば次の如くである。

一 生活歴

主食物、既往症の外、幼兒に於ては離乳期、及び女子に於ては月經開始期

一 身體計測

(1) 體重

(2) 身長

(3) 胸闊

(4) 坐高

(5) 視力

(6) 色神

(7) 聽力

第三問 性別を言はせる事
あなたは男ですか女ですかと問ひ、性別を知れること明なる返答をなせば合格とする

第四問 見慣れたる事物の名を言はせる事
時計、ナイフ、銅貨を順次に示し其の名稱を尋ね
三種とも正答すれば合格

第五問 姓（又は通稱、家號）を言はせる事
第六問 身體の部分を指示せしむる事
鼻、眼、口を順次指を以て指示せしめる、三問とも正答すれば合格

第七問 運動機能
(1) 三回跳

たるものは爾後の問題を課さず検査を打切る。此の二問の中一問にでも不合格のものには引續き第三、四問を課するが、此の兩問は満四歲児の智能に相當するものである。更に此の二問中一問にでも不格のものは引續き満三歲児の智能に相當する第五、六問を課することになる。

第一問 正方形を模寫すること

正方形を畫ける圖を示し兒童をして之を見つゝ二

回自由に模寫せしめ、別に與へられたる標準に比較し一回にても其最低標準以上に畫ければ合格とする

たるものには爾後の問題を課さず検査を打切る。此の二問の中一問にでも不合格のものには引續き第三、四問を課するが、此の兩問は満四歲児の智能に相當するものである。更に此の二問中一問にでも不格のものは引續き満三歲児の智能に相當する第五、六問を課することになる。

第一問 正方形を模寫すること

正方形を畫ける圖を示し兒童をして之を見つゝ二回自由に模寫せしめ、別に與へられたる標準に比較し一回にても其最低標準以上に畫ければ合格とする